

1. 医療法人恒仁会近江温泉病院 身体拘束廃止・最小化に関する指針

当院における身体拘束廃止をすすめるために本指針を定める

第 1 条 近江温泉病院における身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は、患者の行動の自由を制限し、患者の尊厳を損なう行為である。当院では、患者の尊厳と主体性、自律を尊重し、身体拘束を容易に正当化することなく、職員が身体的・精神的・社会的弊害を理解し、身体拘束廃止・最小化に向けた意識を持ち、身体的拘束に頼らない医療・看護・介護の提供に努める。しかしながら、入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り身体拘束を行う場合、次の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

1 「切迫性」

患者本人または他の入院患者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

(説明)

身体拘束を行うことにより患者本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、患者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことが判断の基準になる。

2 「非代替性」

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

(説明)

いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに看護・介護する方法の可能性を全て検討し、患者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替方法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

3 「一時性」

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

(説明)

本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

第 2 条 身体拘束廃止委員会の設置

(1) 各職種の責任者(病院長・副院長・医師・看護部長・各病棟師長・薬剤師・栄養士・検査技師入院相談担当者など)により構成する身体拘束廃止委員会(以下、委員会と略す)を設け、身体拘束廃止に向けた協議・推進を行う。

- ① 当院の身体拘束廃止に関する基準の見直し
- ② 院内で実施されている身体拘束に関する実態の把握
- ③ 職員研修の企画
- ④ 患者・ご家族の疑問・不安等に関する対応

(2) 委員会は毎月1回、第4水曜日15:00より定期開催とする。なお、緊急時や事故発生時において

は病院長より臨時の委員会を召集するものとする。

- (3) 委員会は身体拘束に関する事故発生時には、状況の把握の目的で報告又は資料の提出を求める
- (4) 委員会は、職種、職位に関らず、職員が身体拘束廃止に関して自由に発言できるものとする
- (5) 委員会は、その職務において知り得た患者の個人情報に関しては病院長および委員会の許可なく院外の第三者に公開してはならない。
- (6) 委員会における決議承認事項については毎月第4水曜日の医療安全管理対策委員会において報告され、病院職員全体に周知徹底されるようにする。
- (7) 委員会における議事録は管理部にてとりまとめ保管することとする。

第 3条 職員研修

- (1) 職員研修は当院の身体拘束廃止に関する基本的な考え方などについて職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は委員会で計画を作成し2回/年開催する。また、必要に応じ随時開催する。

第 4条 身体拘束に関する手続き

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人(または数名)では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておく。

- (1) 主治医は身体拘束の必要性において「身体拘束廃止委員会」の基準に定める「緊急やむを得ない場合」と認めた場合、入院患者または家族に対して身体拘束の必要性について説明し、承諾書に同意(サインまたは印)を得る。
- (2) 医師は医師記録に「身体拘束許可」を明示する。
- (3) 看護師は医師記録の「身体拘束許可」を確認し、看護計画・看護記録へ転記する。

第 5条 身体拘束実施時の各種記録の取り扱いについて

- (1) 病棟看護師は受け持ち患者に対して「身体拘束の必要性」を認めた場合、主治医からの「身体拘束許可」があることを確認し、リーダーナース・病棟責任者へ報告を行った後に患者に対して「身体拘束」を実施する。
- (2) 身体拘束を行った場合、看護師は身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を看護記録に記載する。
- (3) 身体拘束を行った場合は、拘束部位の循環障害等の有無にいて観察を行い看護記録に記載する。
- (4) 身体拘束を「解除」する場合は、その旨を看護記録に記載する。

第 6条 緊急やむを得ない場合に行われる身体拘束の概念について

- (1) 医学的管理に関する事項
 - ①<カテーテル管理に関するもの>
経鼻・胃瘻カテーテル・バルンカテーテル・点滴・CVカテーテル
 - ②<酸素吸入に関するもの>
エアウェイ・酸素マスク・経鼻チューブ・気管カニューレ・インスピロン・人工呼吸器等の使用
- (2) 危険防止に関する事項
車いす姿勢保持不良・ベッドからの転落リスク・移乗動作時の転倒リスク
- (3) 患者自身の病状または症状に関する事項

せん妄状態・認知機能の低下
治療・投薬・栄養補給への抵抗
向精神薬の副作用
指示を遵守できない